

奈良県告示第四百三十八号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおり
ふ化業者の登録をした。

平成三十一年三月十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
三十一― 一	平成三十一年二月十九日	株式会社竹内孵卵場 奈良市矢田原町一一三番地の一	株式会社竹内孵卵場 奈良市矢田原町一一三番地の一